

総合資源エネルギー調査会
省エネルギー・新エネルギー分科会 新エネルギー小委員会
バイオマス持続可能性ワーキンググループ（第28回）
議事要旨

○日時

令和6年8月23日（金） 14時00分～14時50分

○場所

オンライン開催

○出席委員

高村ゆかり座長、相川高信委員、芋生憲司委員、河野康子委員、橋本征二委員、道田悦代委員

○オブザーバー

栗田 徹 農林水産省大臣官房環境バイオマス政策課 再生可能エネルギー室 室長
齋藤 綾 農林水産省林野庁林政部木材利用課 監査官
吉野 議章 環境省地球環境局地球温暖化対策課 課長

○事務局

妙中 省エネルギー・新エネルギー部 新エネルギー課 課長補佐
森川 省エネルギー・新エネルギー部 新エネルギー課 課長補佐

○議題

① 今年度のバイオマス持続可能性WGの進め方

○議事要旨

① 今年度のバイオマス持続可能性WGの進め方

委員

- ・ バイオマス発電の導入量は2030年度の目標に近づいたが、導入後に燃料の高騰により現在稼働していない事例もある。また、2030年度導入目標は見直される可能性もあり、柔軟に対応できるような準備が必要。
- ・ 一方で、2030年度目標値に近づいたことから、これまでの導入拡大ではなく、持続可能性のさらなる重視や地域産業との関わり、熱電併給の推進が重要。

- FIP 制度は、初期コスト等の事情で簡単ではないが、検討に意欲を示す事業者が多い。特にオン・オフの切替が容易なバイオガス発電は FIP 制度に向いていると思われ、普及・啓発が重要。
- 現状 FIT/FIP 制度で利用されているバイオマス燃料の大部分が輸入木質バイオマスであり、エネルギーセキュリティの向上と地域振興の観点で国産バイオマスの利用促進が重要。輸入木質バイオマスについては持続可能性の課題が指摘されており整理が必要。
- 熱電併給は GHG 削減に効果的であり、EURED3 でも電力のみの森林バイオマス発電は条件を厳しくすることで、熱電併給が期待されている。熱利用は、日本では夏の冷房がますます重要になるので、今後、排熱を利用した吸収式冷凍機の活用も視野に入れる必要。農業施設での熱利用は、冬のバックアップ用の暖房施設に有効。バイオガス発電で発生する熱と CO2 を農業施設で活用するトリジェネレーションの先進事例もある。

委員

- これまで議論で、持続可能性基準、認証スキームのメルクマール、食料競合、ライフサイクル GHG の算定・公表について検討が進み、バイオマス発電に求められていることは何なのか消費者にとっても明らかになった。
- 輸入木質バイオマスの持続可能性基準は早期に整理すべき。EU の状況をフォローしつつ、ネイチャーポジティブの視点も注目されており、これらの観点からも消費者にとって納得感のある検討が必要。
- 再生可能エネルギーへの期待は大きく、バイオマス燃料の適正性を担保するとともに、地産地消型で農林分野との連携した国産木質バイオマスの有効活用が重要。

委員

- ライフサイクル GHG の開示内容について、発電効率、工程別ライフサイクル GHG 算定値、既定値とのばらつき、確認方法について集計してほしい。また、自主的取組のうち特徴的なものがあれば紹介してほしい。
- 輸入木質バイオマスの持続可能性については、森林の炭素蓄積を適正に管理することが地球の炭素収支においても重要。

委員

- サステナビリティの取組は企業にとって大変な面もあるが、将来の競争力の源泉にもなっていくと考えている。
- 新興国の生産国でもバイオマス燃料の需要が高まっていることを感じる。エネルギー安全保障、安定供給の観点から、消費国や生産国での需要も把握しながら輸入材を使うことが重要であり、国産材の活用もますます重要になる。
- 第三者認証スキームについては、選択肢が増えることで、企業の使い勝手が向上するとともに、より良いものを選ぶことになっていくと考えられる。

- サステナビリティの規制環境は非常に大きく変化している。EU等の事例を見つつ、貿易を阻害しないよう国際制度との整合性も考慮しながら、日本として有効性の高い制度を整備することが重要。

委員

- バイオマス発電の導入量に関して、非FIT/FIP認定案件として、自家消費や混焼のほか長期脱炭素オークションでもバイオマスの落札案件があり、これらの導入量も把握できるとよい。
- 輸入木質バイオマスの持続可能性基準の検討に関して、EURED2は2018年に制定され、2021年施行の予定が遅れて、最近ようやく制度が動き始めた状況。従ってEURED3について文献ベースで整理することが可能である一方、現実に動いているEURED2の運用の実態も含めて確認するとよい。EUを離脱した英国や、輸入量の多い韓国を見ていくことも重要。
- 輸入木質バイオマスの検討はしっかり時間をかけて議論したほうがよいこともある。当面の対応として、現場で困っている部分に対応すべきではないか。現場では、使える認証スキームや管理木材、ミックス材の割合の扱い等で情報が錯綜している状況であり、林野庁の合法性・持続可能性ガイドラインの正しい理解の普及や、海外向け英語版のQ&Aの作成が必要ではないか。

事務局

- 今年度の進め方についてご了承いただいた。輸入木質バイオマスの欧米動向や当面の対応について、林野庁とも連携しながら次回以降、事務局として検討する。

座長

- 事務局が提示した今年度の論点に関して異論はなかったと認識。事務局は委員から頂いた意見を踏まえて次回以降のWGに向けた準備を進めていただきたい。

(お問合せ先)

資源エネルギー庁

省エネルギー・新エネルギー部 新エネルギー課

電話：03-3501-4031